平成 29 年度「ぜん息患者教育指導者養成研修」実施要領

１．目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の一環として、予防事業対象地域（別添参照）において地方公共団体が地域住民を対象に行う健康相談、健康診査及び機能訓練事業（以下「ソフト３事業」という。）に対して助成金の交付を行うとともに、これらの事業に従事する者を対象とした研修を実施するなど地域におけるぜん息等の発症予防、健康回復に資するための各種事業を実施している。

近年、ぜん息治療の進歩によりぜん息患者の自己管理の重要性が増大し、地方公共団体でもソフト３事業において患者の自己管理の支援のための指導を行っているが、患者教育を指導する医療従事者（専門医、看護師等）の確保が難しく、事業実施における喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本研修は、地方公共団体が行うソフト３事業の講師やコメディカルスタッフの確保を支援するため、地域において患者の自己管理を指導できる専門性の高い指導者（看護師、薬剤師等）を養成するものである。

２．実施機関

本研修は、一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会（旧：日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会）（以下「学会」という。）が機構から業務を請負い、研修の実施運営を行う。

３．実施期間

平成 29 年 8 月 26 日（土）～平成 30 年 2 月 4 日（日）の期間のうち、学会が研修項目毎に定める日（別紙カリキュラム参照）とする。

ただし、臨床実習は学会が指定する医療機関が定める日とする。

４．研修実施会場

研修実施会場は学会が指定した会場とする。

ただし、臨床実習については学会が指定する医療機関において行う。

研修カリキュラム	研修実施会場
座学（患者教育理論等）	学会が指定する会場（東京都内）
臨床実習	学会が指定する医療機関 ①宮城県立こども病院、②獨協医科大学病院、③国立病院機構下志津病院、④国立成育医療センター、⑤東京都立小児総合医療センター、⑥神奈川県立こども医療センター、⑦あいち小児保健医療総合セン

	ター、⑧国立病院機構三重病院、⑨滋賀県立小児保健医療センター、⑩大阪はびきの医療センター、⑪大阪府済生会中津病院、⑫国立病院機構福岡病院
機構等が主催する研修会への参加	大阪市内

５．研修対象者

次の①又は②の条件に該当する者とする。

①公害健康被害予防事業対象地域を含む都府県内の地方公共団体に勤務する者で、次の条件のいずれかを満たす者

ア．看護師または薬剤師の資格を有する者で、一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会（旧：日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会）が認定する「小児アレルギーエデュケーター」の資格を取得している者

イ．保健師の資格を有する者

②公害健康被害予防事業対象地域を含む都府県内の医療機関に勤務する者で、次の条件のいずれかを満たす者

ア．看護師または薬剤師の資格を有する者で、一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会（旧：日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会）が認定する「小児アレルギーエデュケーター」の資格を取得している者

イ．保健師の資格を有する者

研修項目	実施日程	開催地
１）オリエンテーション	8 月 26 日（土）　10:30～	東京
２）行政アレルギー事業の講師に求められる知識や患者教育の理論・技法などについての講習	①8 月 26 日（土）・8 月 27 日（日） ②10 月 21 日（土）・10 月 22 日（日） ③1 月 13 日（土）・1 月 14 日（日） ④2 月 3 日（土）	東京
３）臨床実習 1 施設 2 日間を 2 施設	平成 29 年 10 月 2 日（月）～ 平成 30 年 1 月 31 日（水）までの間で各医療機関より指定された日のうち 4 日間	宮城・栃木・千葉・東京・神奈川・名古屋・三重・滋賀・大阪・福岡

４）機構が主催する研修会における実践指導	11 月 30 日（木）～12 月 1 日（金） ※機構開催の「ぜん息患者教育スタッフ養成研修」に実習補助として参加する。	大阪
５）予防対象地域の地方公共団体が主催する講習会等	①10 月 25 日（水） ②11 月 11 日（土） ③11 月 24 日（金） ④11 月 26 日（日） ⑤12 月 4 日（月） ※開催日は変更の可能性があります。	北九州市 大阪市 新宿区 名古屋市 北区
６）地方公共団体での指導プログラム審査会	2 月 4 日（日）	東京

６．研修の概要

研修の目的を踏まえ、研修内容はぜん息等アレルギー疾患患者への指導に要する医学的スキルに加え、地方公共団体が行う各種事業の企画・立案、集団指導における講師及び保健所等に勤務するスタッフへの指導等に必要なスキルを習得するものとし、上表のとおり実施する。詳細は、別紙カリキュラムを参照のこと。

※１　「３）臨床実習」については、学会が指定する医療機関 12 施設のうち 2 施設に 2 日間ずつ参加すること。

※２　各項目の講義時間は、講義内容により多少変更する場合がある。

７．定員

16 名（看護師 10 名程度、薬剤師 6 名程度）

定員を超える応募があった場合は地域性、経験年数、推薦理由等を考慮して選考する。

８．研修参加費用

研修参加に要する費用は無料とする。

また、研修生には機構が別に定める「平成 29 年度公害健康被害予防事業研修旅費支給基準」に基づき、機構から研修生に旅費を支給する。旅費の支給は精算払とし、研修生が指定する銀行口座への振込とする。

なお、研修生の所属する機関、地方公共団体等の旅費支給基準による支給額が機構の規程による支給額を上回る場合、不足分については研修生の所属先で負担することとする。

９．研修受講条件

１）原則として、全カリキュラムに出席できること。

２）研修修了者は、機構が別途設置する「予防事業人材バンク」に登録し、地方公共団

体が行う「自己管理支援教室」の講師、補助スタッフや、機構が新たに実施する「パッケージ支援事業」に積極的に協力すること。

３）研修終了後に機構が別途提示する研修受講報告書（アンケート）を提出すること。

１０．研修生の推薦方法及び決定等

１）研修生の推薦は、５．①に該当する者は公害健康被害予防事業担当主幹部局、５．②に該当する者は一般社団法人日本アレルギー学会認定専門医・指導医又は所属医療機関の所属長が行うものとし、研修推薦書（別添様式）より、**平成 29 年 6 月 23 日（金）**までに、研修運営事務局宛に申し込むこと。なお、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに研修運営事務局まで連絡すること。

２）研修参加の可否の決定は機構が行い、推薦書に記載された送付先へ通知する。

３）研修生決定後、学会から研修生宛に受講案内等を送付する。

１１．研修生の帰任

次の場合、研修生を帰任させることがある。

１）疾病等により、研修の受講継続が不可能と認められる場合

２）研修生の資質が研修運営に支障があると認められる場合

１２．修了証の発行

本研修の全カリキュラムを受講した者に対して、当該研修の修了証を発行する。

１３．研修生は本研修に参加することにより下記の事項に努めることとする。

１）意欲をもって講義に集中すること。また、必要に応じて課題について予習すること。

２）本研修を受講することにより、参加者自身のスキル向上だけではなく、地域や医療機関でのぜん息の治療・管理に係る患者教育の普及等に努めること。また、公害健康被害予防事業の効果的、効率的な推進に努めること。

１４．その他

１）研修期間中の宿泊先の確保は、原則として研修生各人が行うこと。

２）研修期間中の健康管理は、研修生本人が注意すること。

３）医療機関での研修の場合、研修先によっては感染症に関する抗体価や胸部レントゲン等の結果の提出を求められる場合があるので、必要に応じて提出すること。

【問合せ・受講申込先】
平成 29 年度研修運営事務局（株式会社ディーワークス）　担当：榛葉
〒111-0052　東京都台東区柳橋 1-5-8　DKK 柳橋ビル 3 階
TEL: 03-5835-0388　FAX: 03-5835-0296　E-mail: erca-pre@d-wks.net

【機構窓口】
独立行政法人環境再生保全機構　予防事業部事業課
担当：寺田
〒212-8554　川崎市幸区大宮町 1310 番　ミューザ川崎セントラルタワー8Ｆ
TEL：044-520-9567　FAX：044-520-2134　E-mail:s-terada@erca.go.jp